

図画工作・美術

図画工作・美術科「鑑賞」における

ギャラリートークとアートカードに関する研究

義務教育課 指導主事 杉本 光世

要 旨

図画工作・美術科「鑑賞」においてギャラリートークとアートカードを活用した場合、「鑑賞の楽しさが分かり、作品をもっと鑑賞したいという意欲を高めることができること」及び「作品をじっくり鑑賞したり、作品に対する他の児童生徒の意見にじっくり耳を傾けたりするようになったこと」等の効果が得られる。また、アートカードの補助教材である「五感カード」を利用することで、言語活動が高まる効果が期待できることを述べるものである。

キーワード：図画工作 美術 鑑賞 美術館との連携 ギャラリートーク アートカード

I 主題設定の理由

図画工作・美術科においては、平成16年5月発行の小学校学習指導要領解説図画工作編では「鑑賞の指導の充実」が、同年発行の中学校学習指導要領解説美術編では「鑑賞に関する改善」が強調された。さらに、平成20年8月発行の小学校学習指導要領解説図画工作編では「鑑賞領域の内容構成の改善」が、同年9月発行の中学校学習指導要領解説美術編では「鑑賞領域の改善」が引き続き強調されたのに加えて、「言語活動の充実が図られるようにする」ことも示されている。

このような背景として、「図画工作科・美術科における鑑賞学習指導についての調査－2003年度全国調査（日本美術教育学会研究部）」で報告されている「鑑賞学習が表現（制作）の能力形成のための手段ととらえる傾向が見られる」こと、「全体的に表現（制作）重視の傾向が見られるが、いずれも小学校でその傾向が顕著である」こと、「学習活動としては作品を見る活動が重視されている（中略）調査、記録、推論などの活動は低い」こと、「鑑賞のゲーム活動は中学校での認知はきわめて低い」こと等が挙げられる。

また、平成10年12月告示、平成15年12月一部改正の中学校学習指導要領には、「美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること」が示され、全国的にも美術館と学校間の連携の実践が展開されてきた。

平成18年7月に開館した青森県立美術館は、コンセプトとして「こども美術館」を掲げ、教育普及プログラムを推進してきた。美術館と学校との連携を重視して立ち上げた「学校連携プログラム推進委員会」の協力を得ながら、「教師のための利用ガイドブック」を作成し県内全ての小・中・高等学校へ配付し、「アートカード」の制作と貸出し（平成19年7月開始）や、「お出かけ講座」等の活動を積極的に展開し、県内における鑑賞学習の環境整備に大きく貢献している。青森県立美術館における開館前の教育的普及については当センターの平成17年度研究紀要(2006)の中で「学校と美術館連携による鑑賞学習はいかにあるべきか」のテーマで、当時の義務教育課指導主事山内久が紹介している。

今回の研究は、学習指導要領での鑑賞の取り扱い方の変遷を踏まえ、平成18年7月以降、青森県立美術館が県内小・中学校に対する鑑賞学習に果たした役割と、その効果についてアンケート結果を基に確認する。

また新しい学習活動としてのギャラリートークとアートカードを活用した効果を具体的に検証しながら、青森県立美術館の「アートカード」を一層効果的に活用し、言語活動を高めると期待される補助教材として「五感カード」の活用を提案するものである。

II 研究目標

図画工作・美術科「鑑賞」におけるギャラリートークとアートカードを活用した場合の効果を検証し、アートカードの補助教材としての「五感カード」の活用を提案する。

Ⅲ 研究の実際とその考察

1 図画工作・美術科における鑑賞についての内容と授業時数の変遷

表1 授業時数の変遷

	S33年	S44年	S52年	H元年	H10年	H20年
小1	102		68			
小2	70					
小3	70			60		
小4	70			60		
小5	70			50		
小6	70			50		
図工/全時数	7.8%	7.8%	7.2%	7.2%	6.7%	6.3%
中1	70			45		
中2	70		35~70		35	
中3	35					
美術/全時数	4.2%	5.0%	5.6%	4.4%	3.9%	3.7%

表1は、昭和33年から平成20年の改訂までの、図画工作・美術科の授業時数の変遷を、まとめたものである。(ゴシック体の数字は、現行と同じ時間数を示す。)全時数に対する割合は音楽科と同様に減少傾向にある。平成10年の減少は、「総合的な学習の時間」の新設によるもので生活科以外の全教科及び領域と同様の傾向といえる。では、各告示の中で、鑑賞の内容とその配分時間についてはどのような経緯をたどったのかを確認することにする。

【昭和33年告示】では、鑑賞の内容と配分時間については、小学校学習指導要領の「第2 各学年の目標および内容」の中の「[第5学年]」に「2内容(8) 作品を鑑賞する」「3(1) 内容に示す各事項の時間配当の割合は、(8)・・・5%」と示されている。また、中学校学習指導要領には、「第3 指導計画作成及び学習指導の方針」の「10 1学年 鑑賞5% 2学年 鑑賞10% 3学年 鑑賞20%」と示されている。

さらに、【昭和44年告示】では、鑑賞の内容と配分時間については、小学校学習指導要領の「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」「1 E(鑑賞)・・・5%」と示され、昭和33年の改訂時まで5~6学年のみに示されていた割合が、全学年に対して5%とされ、より鮮明になった。また、中学校学習指導要領の「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」では、「E 1学年10% 2学年10% 3学年20%」と示され、33年の改訂時よりも、1学年が5%増やされたが、昭和33・44年と2回にわたり配分時間を示した改訂が続いたことになる。

しかし、続く【昭和52年告示】では、鑑賞の内容と配分時間については、小学校学習指導要領で「第3 指導計画の作成と各学年の内容の取扱い」「1(2) 各学年の内容のB(鑑賞)の指導は、表現の指導に付随して行うことを原則とすること」と具体的な配分を示さず、中学校学習指導要領でも、「第3 指導計画の作成と各学年の内容の取扱い」「1 年間指導計画の作成に当たっては、各学年の内容のA及びBの各項相互の関連を図るように配慮する」と、小学校同様に具体的な配分を示さなくなった。

続く【平成元年告示】では、鑑賞の内容と配分時間については、小学校学習指導要領で「第3 指導計画の作成と各学年の内容の取扱い」「1(2) 第2の各学年の内容の「B鑑賞」の指導は、「A表現」の指導に関連させて行うことを原則とすること。ただし、第5学年及び第6学年においては、指導の効果を高めるため必要がある場合には、鑑賞の指導を独立して行うようにすること。」と示されている。中学校学習指導要領でも、「第3 指導計画の作成と各学年の内容の取扱い」「1(1) 」及び「(2) 」で指導の調和と相互の関連が指摘され、小学校、中学校とも、具体的な配分を示さなかった。

さらに、【平成10年告示】と【平成20年告示】では、小学校学習指導要領で「第3 指導計画の作成と各学年の内容の取扱い」「1(3) 第2の各学年の内容の「B鑑賞」の指導は、「A表現」との指導に関連を図るようにすること。ただし、児童や学校の実態に応じて、指導の効果を高めるため必要がある場合には、独立して行うようにすること。」と示されている。中学校学習指導要領でも、「第3 指導計画の作成と各学年の内容の取扱い」「1(1) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導(中略)についてはそれぞれ相互の関連も図るようにすること」「(3) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも適切かつ十分な授業時数を配当すること(※20年度は(4))」と示した。

【平成10年告示】と【平成20年告示】時に開催された小学校・中学校新教育課程中央説明会において、図画工作・美術科担当の教科調査官からは、鑑賞に充てる時間配分として「5分の1程度」という説明がなされた。つまり、昭和33年以来の傾向として、図画工作・美術科においては鑑賞の重要性が次第に注目され、時間数全体に対して、中学校第1学年では5%から20%程度まで増加する傾向にあることが分かる。また、様々な段階を経ながら、中学校第1学年から第3学年まで全学年を通じて、鑑賞が重視されるようになったことも指摘できる。

2 美術館での鑑賞学習が生み出す生徒の意識の変化

こうした中で、全国各地で学校と美術館が連携した実践が展開され、「美術鑑賞宣言」等の書籍にもまとめられた。また、独立行政法人国立美術館が、平成18年度から「美術館を利用した鑑賞教育充実のための指導者研修」を開催（共催は文部科学省と文化庁）し、今年で3回目を迎える。19年1月にはその成果が報告書にまとめられた。19年度の研修は3日間の日程で全国から選出された139名（内訳は、小・中学校教諭62%、美術館学芸員23%、指導主事15%）が、「鑑賞プログラムづくり」「講演・事例紹介」「ギャラリートーク」に取り組んだ。当センターでも研修講座の講師として迎えている奥村高明氏（文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官）が「創造的な行為としての鑑賞」をテーマに講演を行った。

このような動きの中で、青森県立美術館は、学校との連携を開館準備段階から重視し、着実に実践例を積み上げてきた。昨年度末には、連携の実践事例として、青森県教育委員会が図1の「平成19年度こども美術館体験事業事例集—子どもたちに本物の芸術作品や文化遺産に触れる機会を提供—」（2008）を作成した。

内容を簡単に紹介すると、

- (1) こども美術館体験事業について
- (2) こども美術館体験事業例編
 小学校低学年「巨大作品『アレコとぼくたち』」
 「びじゅつかんをたんけんしよう！」
 小学校中学年「青森県にかいじゅうが現れた！」「ゆめを広げて」
 小学校高学年「本物を体験しよう」「好きな作品をさがそう」
- (3) こども美術館体験事業Q&A

となっている。

この冊子では、学校が美術館と連携して展開できる鑑賞学習の具体例を、「美術館に出掛ける前の活動」、「美術館での活動」及び「帰校後の活動」等に分けて示しており、指導のポイントが分かりやすく紹介されている。学校と美術館が互いの役割を分担することの重要性も強調されており、各学校で実践する際の参考となる内容になっている。

次に、筆者の前任校から提供された5か月間にわたる「青森県立美術館に行こう」という実践についてのアンケート調査（平成18年5月、8月、10月の各時点について調査 中学校生徒及び保護者のデータ）の分析結果を紹介する。

下のデータは、286名の中学校1年生が青森県立美術館を利用し鑑賞学習をした際の、生徒の意識の変化を示している。この実践は、「総合的な学習の時間」を利用して学年全体で取り組んだ。秋に青森県立美術館へ出掛ける予告をした後での「オリエンテーション前・後」と「1学期間の学習終了後」の3回に分けて調査したところ生徒の意識は明確な変化を示した。

表2 学習の経緯

日付	学習内容
5/18	オリエンテーション
5/25	奈良美智
6/1	成田亨
8	棟方志功
15	寺山修司
7/6	澤田教一
13	三内丸山遺跡
8	夏休み（個人学習）
9/7	ポートフォリオまとめ
14	ポートフォリオまとめ
28	美術館見学の注意点の確認
10/5	美術館と三内丸山遺跡見学
12	ポートフォリオまとめ
19	ポートフォリオまとめ 文化祭で全員展示

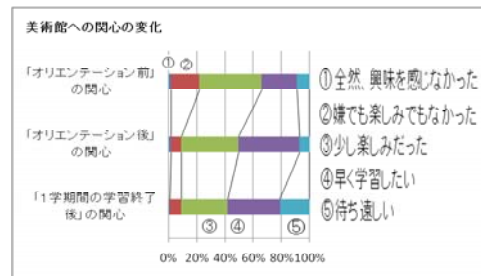


図2 美術館への関心の変化

図2のように、5月当初の「オリエンテーション前」に「あまり興味を感じなかった」（22%）は10月の時点では9%に減少しており、逆に「早く学習したい」（25%）は37%に、「待ち遠しい」（9%）は21%に上昇していることに注目したい。表2のように、計画的で系統的な事前学習（総合的な学習の時間を使い、10時間に渡って学習を展開した。）が、生徒の鑑賞前の意欲を大いに高めていることが分かる。ただ「美術館へ連れて行けば、後は美術館の学芸員が何とかしてくれる」という発想では美術館での鑑賞は深まらないだろう。

「学校と美術館の連携」を語る際に、児童生徒をただ美術館に連れてきて、後は美術館へ「丸投げ」という声が美術館サイドから聞かれるし次のような指摘もある。

近藤真純（元三重県立美術館学芸員）は「報告1-2学校と美術館の連携は、難しい？」の中で、「引率者の意識は様々で、連れてきたら後はお任せといった様子も見受けられる。（中略）・・・引率者が受入れ方



図1 事例集

法について強い要望を持っていることは少ない。美術館側から標準的な受入れ方法が提案され、システム化された学校団体受入れの流れにのって当日へと続いていく。果たしてこれで連携と言えるのだろうか。」と述べている。

一般的にこのような場合、生徒は入館10分程で時間を持て余し、「先生、外で遊んでもいいですか?」と飽きてしまうことが多い。しかし、先に紹介した系統的で確かな事前学習を実践した場合は、意欲の向上が見られることが、実際に美術館へ出掛けた後にも表れている。(図3)

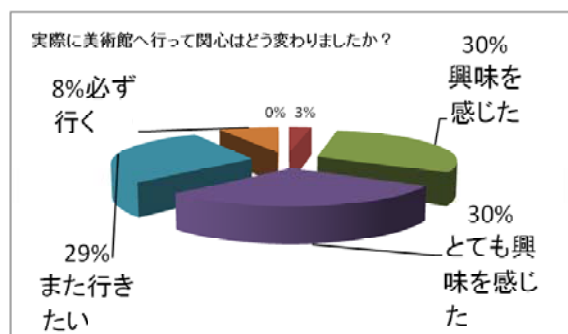


図3 鑑賞後の美術館への関心

30%の生徒が「とても興味を感じ」さらに29%の生徒は「また行きたい」8%の生徒は「必ずまた行く」と答えている。「嫌でも楽しみでもなかった」生徒はわずか3%であった。

このような傾向は、「美術館へ行こう」という学習を計画し実践した学年の職員にも見ることができ、職員向けのアンケートには「機会があったらまた引率したい」27%、「別の学年でも自分から機会を作り必ずまた引率したい」37%という結果を示した。生徒だけでなく美術科以外の教員にも強い影響を与えたことがうかがえる。

また、実施校では、このような学校での取組を学年集会や学年通信及びアンケートの依頼等で保護者に伝えたところ、保護者も98%が「子どものためにより機会だと感じる」と回答しており、「感性を育てたい」という保護者の期待を理解することができる。

保護者の声の一部を紹介する。

○これをきっかけに「家族で美術館に行こう!」という時間がもてたらいい。…2 ○青森県立美術館の開館に合わせタイムリーでいい機会だと思う。…4 ○家族で連れて行く機会がなかなか取れないいいチャンスだと思う。…20 ○家族で行くのは違って同年代の友達のいろいろな意見や見方ができていい。…3 ○これだけ学習していれば、帰ってきた子どもの感想を聞くのが楽しみ。…4 ○郷土の画家を知るのには良いことだと思う。…21 ○とても良い体験になる。…19 ○美術音楽歴史など実物を見る機会を与えるのはとてもいい。心の栄養になる。…12 ○地元にはない規模の美術館で親としても楽しみ。…2 ○美について触れる機会を作っていただき大変ありがたい。…2 (※数字は人数)

3 青森県立美術館でのギャラリートーク導入による来館者の意識変化

さて、平成18年7月に開館した青森県立美術館は、来館者の鑑賞をサポートするファシリテータを一般から募集し、研修期間を経た後、平成19年度4月から図4のようなギャラリートークツアーを開始した。現在は、事前に予約する学校のほとんどがギャラリートークを含む「鑑賞プログラム」に申し込んでいる。



図4 ギャラリートーク

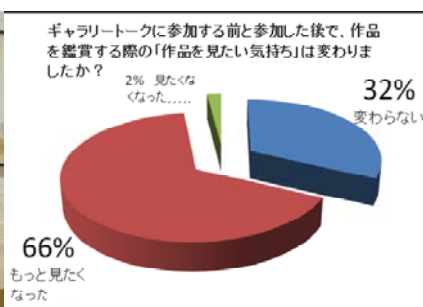


図5 参加後の気持ちの変化

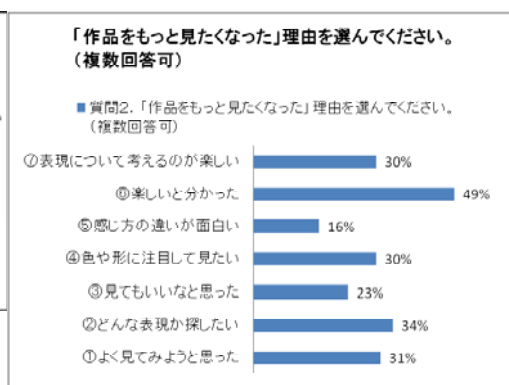


図6 「もっと見たくなった」理由

ここで、平成19年10月にギャラリートークツアーに参加した団体の中学校1年生164名のアンケート結果を用いて意識について考察してみたい。

まず、図5のように「ギャラリートークに参加する前と参加した後で、作品を見たい気持ちは変わりましたか」という質問に、66%の生徒が「もっと見たくなった」と答えている。これは、鑑賞を促す役割のファシリテータからの働き掛けの効果と思われる。さらに、その理由として図6のように「表現について考える

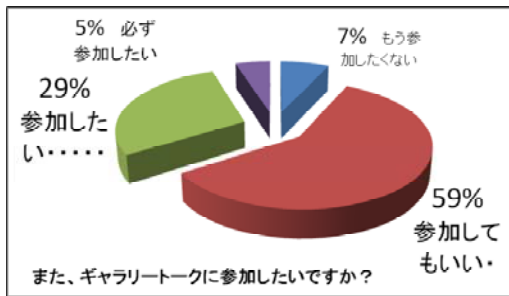


図7 「また参加したいですか」

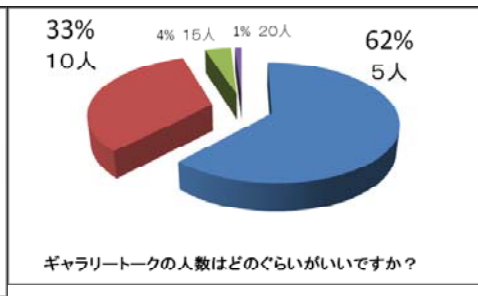


図8 ギャラリートークの人数

ことが楽しい」「色や形について注目して見たい」「(鑑賞することが)楽しいと分かった」「感じ方の違いが面白い」「どんな表現か探したい」「よく見てみようと思った」等を挙げ、目的意識をもったことが分かる。

図7のように「また、ギャラリートークに参加したいですか」について「参加してもいい、参加したい、必ず参加したい」を合計すると93%の生徒がギャラリートークツアーのリピーターとなる可能性を示している。さらに図8のように、生徒自身が適正と思ったギャラリートーク1グループの人数は「5～10名程度」を選んだ生徒が95%を示している。

このようにギャラリートークは、美術館での鑑賞に対する意欲を向上させ、鑑賞する際の観点(表現法・色・形・表現意図・感じ方の違い)を明らかにし、何よりも「鑑賞は楽しいもの」と感じさせていることが分かった。

さて、次にこの他の学校の引率教師から回収したアンケートを紹介する。

(青森県立美術館「ギャラリートークコース」引率教師に対するアンケート自由記述欄より)

- 子どもたちの感想を引き出しながら話してくれるので、作品と向き合うときにどんな感想をもって、自分の感想を大事にすることができた。(八戸市 小学校5年 48名)
- 「素朴」「大きさ」「色彩」「形」など子どもたちなりに作品を鑑賞する視点を与えてもらい大変良かった。他の見学施設に比べ、説明してくれる方の言葉が平易で4年生でも良く理解できる説明をしてくれる方が多かった。(十和田市 小学校4年 110名)
- 「ギャラリートーク」はただ見るだけでなく、エピソードがあったり、作品毎に質問があったり、ためになる美術館の利用ができた。(特別支援学校 中学部1～3年 28名)
- 小グループに1人ずつファシリテータをつけてもらい、説明も肉声で聞くことができ、子どものつぶやきも拾ってもらい大変良い鑑賞になった。(倉石村 小学校5年 33名)
- 時間が不足でゆっくり鑑賞できなかったことが残念。しかし、ファシリテータのガイドなしでは回れそうにない。(弘前市 中学校2年 42名)
- 解説が分かりやすく充実したひとときを過ごすことができた。他の学年でも是非活用したい。(鶴田町 小学校4～5年 33名)
- 学校ではないような子どもたちのつぶやきが沢山あり、大変興味深かった。子どもたちの鑑賞の目の良い刺激になった。(新郷村 小学校6年 7名)

4 青森県立美術館のアートカード貸出状況

青森県立美術館開館から1年を経た平成19年7月に、「アートカード」の貸出が開始された。このカードは楽しく遊びながら鑑賞への関心を高める導入のための教材として、開館前から「学校連携プログラム推進委員会」が検討し製作したものである。内容は、棟方志功、奈良美智、鷹山宇一、豊島弘尚など本県ゆかりの作家の作品と、三内丸山遺跡出土遺物を50点にまとめたもので「はがき」サイズの大きさと扱いやすい。

平成19年7月から平成20年12月までの貸出実績は表3のようになっている。

表3 アートカード貸出状況

施設名	県立美術館	県総合学校教育センター	青森市A施設	つがる市B施設	五所川原市C施設	弘前市D施設	十和田市E施設	むつ市F施設	八戸市G施設	合計
利用件数 H19	15	5	1	0	1	4	1	5	29	
H20	13	20	0	0	1	0	3	2	40	

(平成19年度 貸出し開始~1月 平成20年度 4~12月)

図9のように、当初から貸し出すことを想定して、持ち運びに便利なバックの中に「利用ガイド冊子」と「アートカード(50枚1組)×4セット」が入るようにしたほか、利便性を考慮し、県内9か所の貸出ネットワークが作られ、利用者が借入れのために青森県立美術館に足を運ぶ手間を省いた。

青森県立美術館「学校連携プログラム推進委員会」では、19年度の貸出実績を受けて、より学校現場で活用しやすいように貸出セット数と貸出期間を検討を加えた。その結果、セット数を「4セット」から「6セット」へ変更して、貸出期間を、「原則4週間」から「学期の間」に変更したほか、平成19年度には試験的に貸し出していた青森県総合学校教育センターを、新たに正式に貸出機関に加えるなど改善を図った。

この2年間の貸出総件数は約70件に達し、学校現場に様々な鑑賞の機会を提供してきたと言える。

データが示すように、公共機関である「図書館・美術館」等に比べ、研修機関である当センターでの貸出数が2年間で25件であることが注目される。図画工作・美術科関係の研修講座の中で、受講者が実際に演習し「これなら授業に取り入れられる」と実感したことが、貸出実績に表れたと思われる。

ここで、当センターから平成20年4月～10月の間に「アートカード」を借り、利用した県内教員のアンケート調査から、「アートカード」周知の状況を考察する。

図10のように「借り入れた経緯を教えてください」の質問に対し、69%が「県センターの研修で知り借りた」と答えている。

美術館から配付された印刷物やマスコミ等の情報から「アートカード」の存在を認識した割合は31%にとどまっている。このことも前述した貸出実績のデータで指摘したように、研修機関の研修の中で演習することが、貸出実績を伸ばすことにつながることを示している。

また、借入期間については、図11のように70%が3か月以上で利用したと答え、「研修で知って借り入れた後に、自分自身で試してから授業の中で活用する」といった流れのためか、ある程度の余裕を持った貸出期間が必要であることが分かる。

図12は期間を選んだ理由を示しているが、「4週間では短いと感じたから」が31%、「余裕をもって活用するため」が23%を示していることから現場での活用には「原則4週間」では短いことが一層はっきりした。

平成19年7月の貸出開始時に、「貸出期間は原則4週間」としていたものを、平成20年度からは「原則として学期間」とし、また「相談によって延長できる」とした措置は現実的であり、現場から歓迎されていることが分かる。

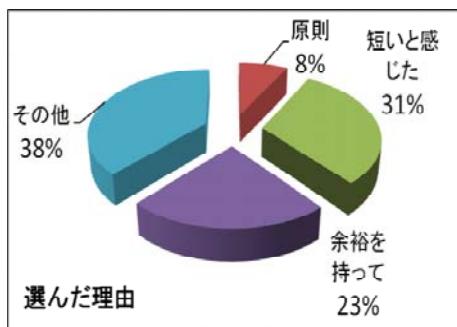


図12 選んだ理由

調査の結果、貸し出す「アートカード」には、「はがき形式のカード」と「パズル形式のカード」や補助カードとして、「読み札」また「ことばカード」があることがわかった。

鑑賞教材「アートカード」貸出

当館では、楽しく遊びながら美術鑑賞への関心を高める事を目的として、様々な年齢層、鑑賞シーンへ、鑑賞活動など本館会員の作品の活用、及び二内丸山遺跡出土遺物を5の表にまとめた「アートカード(ゲーム)」を制作し、県内10ヵ所で学校、教育機関、教育研究団体等に貸し出します。

◎活用期間＝1学期間、2学期間、3学期間
◎活用方法＝貸出館に電話連絡、様式4をFAX

貸出対象

アートカードは、子ども達が作品と出会い、深く考え、言葉で伝えるという美術鑑賞のプロセスが体験でき、作品の鑑賞や楽しみが広がるなど、学びの機会や自ら探求する姿勢などを養うことができます。図工・美術や英語等の教材及び独自の学習の経路などに活用ください。

新しい活用法(遊び方)

アートカードの活用法(遊び方)の開発を進めており、最新の情報を掲載していますので、お気軽にお問い合わせください。

貸出機関名	住所	電話	FAX
青森県立美術館	青森市中央区道野 185	017-782-1919	017-783-5244
青森県総合学校教育センター	青森市大浜区野田 80-2	017-764-1997	017-728-6351
青森県教育研修センター	青森市東区 1-10-10	017-743-4900	017-743-4919
青森県立美術館交流センター「絵の巻」(こども美術館)青森分館	つがる市本宮町 82	0173-42-5532	0173-42-5542
五所川原市立図書館	五所川原市字宮町 119	0173-34-4334	0173-34-3256
弘前市教育研究所	弘前市東区 4-10-1	0172-26-4802	0172-26-2250
十和田市現代美術館	十和田市西 13 番地 2-8	0176-20-1127	0176-20-1138
むつ市立図書館	むつ市中央 2 丁目 3-10	0176-26-3500	0176-26-3400
八戸市美術館	八戸市豊町 10-4	0178-45-8338	0178-24-4531

図9 アートカードの紹介

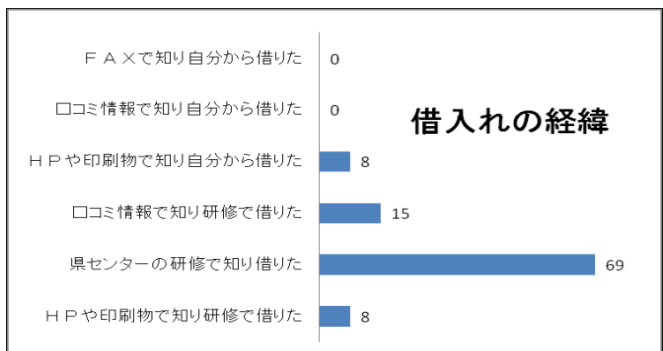


図10 借入れの経緯

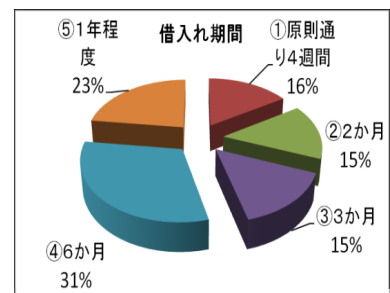


図11 借入れ期間

ここまで、青森県立美術館における「アートカード」の貸出状況について考察を加えたが、全国と比較をしてみたい。

全国の都道府県立美術館の中で、鑑賞教材として独自の「アートカード」を貸し出している美術館の数を調査したところ、全38館中で10館であった。

内訳を次の表4に示した。

調査は、各美術館の教育普及担当者への電話による聞き取り形式で実施したが、下記の2点を条件とした。

- ①学校等に貸し出す目的のもの
- ②独自のもの

表4 全国都道府県立美術館アートカード一覧

	美術館名	カード枚数	読み札枚数	ことばカード枚数	備考
1	青森県立美術館	50			所蔵作品と三内丸山遺跡出土物で構成。 web上で貸出様式ダウンロード可能。 http://www.aomori-museum.jp/education/schoolProgram/artcard.pdf
2	岩手県立美術館	6			萬鐵五郎等3作家の作品を2点ずつで構成。
3	群馬県立近代美術館	200			所蔵作品200点で構成。
4	岐阜県美術館	30	30		作品ごとに読み札がある。
5	神奈川県立近代美術館	50			所蔵作品50点で構成。
6	三重県立美術館	64	64		「アートカードみえ」と名付け詳細まで紹介。 web上で貸出様式ダウンロード可能。 http://www.pref.mie.jp/BIJUTSU/HP/jp/index_child.htm
7	滋賀県立近代美術館	300	300		「アートカードボックス」世界の著作権フリー作品から250点と所蔵作品50点で構成。
8	島根県立美術館	60			所蔵作品60点で構成。
9	宮崎県立美術館	160		40	宮崎出身の瑛九の作品80点と所蔵作品80点で構成。「まるい」「たのしい」等の鑑賞のきっかけを作る「ことばカード」を唯一装備。
10	熊本県立美術館	5			作品5点をパズルにしたカード。

「見渡す限りお墓が広がっている。その向こうには町並みと高層ビルが見える。お墓が町を見ているのかな。」

図13「関野準一郎 墓とニューヨーク」の読み札例

「足の多い、耳の長い犬が、花が咲いている水辺にいる。何を考えているのかな。」

図14「奈良美智 10feet dreaming Dog」の読み札例

※「読み札」の例

上記の表の中にある「読み札」とは、作品をカルタにたとえ、作品をイメージ化できる説明文付きの札のことである。

図13～14は青森県立美術館の所蔵作品のカード番号3と8の読み札として作成した例である。

表4の「読み札」の欄からも分かるように、全国で三つの県立美術館が、「アートカード」と同じ枚数の「読み札」を備え、「読み札」を読み上げ、「作品カード」をカルタのように見付けるゲームに活用しているようである。

「見渡す限り洋風のお墓・・・」「足の多い、耳の長い犬が・・・」などの読み上げられた「読み札」の内容から「アートカード」をイメージし、多数の「アートカード」の中からイメージに該当する作品を探すには、言語情報を視覚イメージに変換する必要がある。この変換や説明の活動が言語活動に当たる。

また、一つの作品について同時にグループ全員が「読み札」を作り、内容を交流し、「作品」についての視点の違いや感じ方の違いを認め合う活動も展開できる。

全国の10館の中で、「web上で貸出様式ダウンロードが可能」なのは、三重県立美術館と青森県立美術館の2館だけである。このことと前に示した貸出拠点9か所のネットワークをもっている点から、青森県立美術館の教育普及プログラムの先進性が分かる。

5 アートカードの補助教材「五感カード」

平成19年12月に、青森県立美術館の「アートカード」の補助教材として「五感カード」を著者が試験的に作成し、県内の3校で活用してもらうようお願いするとともに、青森県立美術館の「学校連携プログラム推進委員会」にも導入を働き掛けた。

前項で「読み札」は言語活動に効果的であることは述べたが、「五感カード」作成のねらいもその点にある。ここに提案する「五感カード」を使用することによって、児童生徒と作品との心理的な壁と物理的な壁を「通り抜ける」きっかけにしたい。

図15は、石ヶ森恒蔵の「地蔵の庭」の読み札例であるが、この作品を鑑賞する際に、児童生徒に二つの質問を想定してみたい。

質問1 「この作品には何が描かれていますか」 質問2 「地蔵の頭に触れたらどんな感触がしますか」

「雪の庭にたたずむ、地蔵の群れ、その表情にやさしいほほえみを感じられる。何年も前から、じっと雪の中で何を思っているのかな。」

図15 石ヶ森恒蔵「地蔵の庭」の読み札例

質問1は、美術館でファシリテータがギャラリートークの際に最初にする問い掛けで、それ自体が作品と児童生徒との壁に穴をあける効果がある。さらに、質問2の後に、ヒントとして下の五感カードを示し、「自分のイメージに近いカードを選んでみよう」と問い掛けたらどうだろうか。出されたヒントのカードを一つ一つ見比べ、すぐには理解できない児童生徒にも感触をイメージしようとする意欲を高める効果がある。このような問い掛けが、心理的な壁と物理的な壁を「通り抜ける」ことを体験させることができる。

(五感カード、触覚分野)

つつつつ・がさがさ・じとじと・かさかさ・ねばねば・ごつごつ・ふわふわ・とげとげ・べたべた
ほかほか・さらさら・ぱさぱさ・じめじめ・ぐしゃぐしゃ・しっとり

「五感カード」をヒントに、作品の中に入り込み、たたずむ地蔵の頭に触れる疑似体験をイメージしながら、その頭やほほを食い入るように見つめることになる。これこそが、作品を深く味う鑑賞になる。児童生徒は、各自が選んだ「五感カード」について、その理由を説明し意見を交流しながら、作者が地蔵に込めた「思い」まで意識を広げていくことになる。

このように「『アートカード』のゲームの要素を広げること」と「ゲームの中でも自分の考えや感じ方を積極的に発表できないような児童生徒にも、意欲と言語活動を高め、鑑賞を促す補助教材を提供すること」をねらいとして、次のような「五感カード」が作成された。

6 アートカードの補助教材「ことばカード」と「五感カード」の比較

先に示したように、全国の都道府県立美術館を調査したところ、「読み札」以外の「ことばカード」をもつのは唯一宮崎県立美術館だけである。この宮崎県立美術館の「ことばカード」と「五感カード」を感覚分野と感情分野に分け、両方に「共通」するものとそうでないものに分類したものが表5である。

「五感カード」は、児童生徒が日常生活の中で使っている「擬音語」「擬態語」等を取り入れることで「聴覚分野」と「触覚分野」のカードを増やし、「親しみやすさ」や「楽しさ」をより多く感じられるようにしている。

当センター図画工作・美術科の講座において、「アートカード」の演習を取り入れ、それによって、貸出実績が今年度20セットに達したことは前述した通りである。しかし、「五感カード」を使ったゲームの演習は時間の制約から実施できず、使い方を紹介してセットの中に入れて貸し出しただけなので、実際の実践事例は中学校の3例にとどまった。指導者が効果を自分で体感することなしに現場へは普及しないことを実感した。

次に、「アートカード」に対して、「五感カード」がどのような役割を果たすのかについてのアンケート調査を基に考察する。

3例の中では、二つのカードを併せて使う場合の効果は確認できたし、校内研修で取り上げられ美術科以外の教員にも「ゲーム感覚で鑑賞に取り組める効果がある」と好評だった例もあった。

「五感カード」を利用した実践では、「『五感カード利用』で児童生徒が他の児童生徒の意見をさらにじっくり聞いた」、「『五感カード利用』でアートカードの遊び方が広がった」、「『五感カード利用』で教師の鑑賞教材準備の負担がより軽減された」と答えている。具体的な感想としては「コミュニケーションの要素が多くなった。」「VTRに撮って生徒の変化を比べたが、マッチングゲーム（「アートカード」だけを使用した場合）より言葉のやりとりが多かった」などが挙げられている。

鑑賞の学習において、「作品に対する思いや考えを説明し合う活動」や「作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合う」ことは、自分なりの意味や価値を作り出していく学習であり、言語活動であると同時に創造活動であるともいえ、その中で「五感カード」は学習効果を高めることが期待できることが分かった。

表5 「ことばカード」と「五感カード」の比較表

※数は語数

分野	宮崎県立美術館ことばカード 全40語 (含共通)	ことばカードと五感カードに 共通するカード	五感カード 全80語 (含共通)
視 覚	あおい・あかい・あかるい まるい・こまかい・ひろい じみな・いきいき 8	おもい・あかるい はで・くらい おおきい 5	ちいさい・はっきり・みじかい・ながい・みずみずしい しんせん・くつきり・おおきい・ぼんやり・にぶい・かるい ぴかぴか・ぱっぱっ・キラキラ・ちらちら・つやつや 16
聴 覚		うるさい にぎやか しずか 3	ぼそぼそ・ばりばり・ぱらぱら・ガンガン・ポタンポタン ポコポコ・きゅっきゅっ・ドンドン・ピーピー・カンカン ゴーゴー・コンコン・ぼとぼと・ぐうぐう・ぼとぼと きーきー・ヒューヒュー・ころころ (※「かさかさ」触覚分野でも使用) 18
触 覚	やわらかい・ふんわり 2		つるつる・がさがさ・じとじと・かさかさ・ねばねば ごつごつ・ふわふわ・とげとげ・べたべた・ほかほか さらさら・ぱさぱさ・じめじめ・ぐしゃぐしゃ・しっとり (※「ぼそぼそ・ばりばり・ぱらぱら」聴覚分野でも) 15
味 覚 嗅 覚			にがい・おいしい・からい・あまい・こうばしい 5
感 情	たのしい・よぎたい(面倒) こわい・あぶない・なつかしい かわいい・あたたかい のんびり・のびのび・やさしい はげしい・おもしろい ちからづよい・にっこり かない 15	しぶい・ふしぎ さわやか・ぶきみ かっこいい さびしい すつきり 7	うきうき・はらはら・わくわく・びっくり・とぼとぼ ひやひや・どきどき・たのしい・すごい・きれい・さっぱり 11

(1) 「聴覚カード」について

作品を離れて見るのではなく、「作品に寄り添って」鑑賞することを促すため、「どんな音が聞こえますか」というアプローチをする。アプローチの際に、これらの「聴覚カード」があれば、「聞こえる音のカードを見付けてごらん」と問い掛けることができる。

(2) 「触覚カード」について

立体作品やコラージュや材料がはっきりしている作品、また平面作品でも触覚で味わいたくなるような作品がある。「触ったらどんな感じがしますか」というアプローチをする。その際に、これらの「触覚カード」があれば、「触ったときに掌や指先に感じるカードを見付けてごらん」と問い掛けることができる。



図16 カード番号

7 「五感カード」を利用した鑑賞学習の進め方

(1) <遊び方> 「聴覚カードゲーム」 4～6人で

(対応するアートカード番号・・・1, 4, 6, 7, 9, 10, 21, 22, 35, 42, 43, 45, 48, 49)

※カード番号は、図16のように裏面左上に付いている。

- ① アートカードを裏返して重ねテーブルの中央に置く。
 - ② 「聴覚カード」を参加者に全部分ける。
 - ③ 親がアートカードを1枚めくるところからゲームを開始する。参加者は、作品を見て感じる音をイメージする。手持ちの「聴覚カード」と比較しイメージした音に近い「聴覚カード」を出す。
 - ④ 作品のどの部分からそのような音が聞こえるかの理由を説明する。もし「聴覚カード」が複数挙げた場合でもそれぞれ説明する。
 - ⑤ 説明を聞いてみんなに認められたら「聴覚カード」は作品とともに隅に移動する。もし認められない場合は、作品のみ移動し、「聴覚カード」は本人の手元に残す。
- ※①～⑤を繰り返し、先に手持ちの「聴覚カード」がなくなった参加者の勝ちとなる。

(2) <遊び方>「触覚カードゲーム」4～6人で

(対応するアートカード番号例・・・3, 6, 8, 14, 17, 25, 27, 28, 29, 34, 38, 41, 49, 50)

- ① アートカードを裏返して重ねテーブルの中央に置く。
- ② 「触覚カード」を参加者に均等に配る。
※③～⑤は(1)と同様に進める。
※①～⑤を繰り返し、先に手持ちの「触覚カード」がなくなった参加者の勝ちとなる。

(3) <遊び方>「感情カードゲーム」4～6人で

(対応するアートカード番号例・・・10, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 22, 23, 24, 28, 36, 43, 45, 46, 47等)

- ① 「感情カード」を裏返して重ねテーブルの中央に置く。
- ② 対応する「アートカード」を参加者に3枚ずつ配り、残りはテーブルの上に置く。
- ③ 親が「感情カード」を1枚めくりゲームを開始する。手持ちの「アートカード」と「感情カード」が近いと感じた参加者が「アートカード」を出す。
- ④ 作品のどの部分からそのような音が聞こえるかの理由を説明する。もし「アートカード」が複数挙がった場合でもそれぞれ説明する。
- ⑤ 説明を聞いてみんなに認められたら「アートカード」は「感情カード」とともに隅に移動する。もし認められない場合は、「感情カード」のみ移動し、「アートカード」は本人の手元に残る。
※①～⑤を繰り返し、先に手持ちの「アートカード」がなくなった参加者の勝ちとなる。

IV 研究のまとめ

青森県立美術館は、平成21年7月に開館4年目を迎える。研修を重ねてきたファシリテータによるギャラリートークツアーも、参加者を順調に伸ばし好評を得ている。「学校連携プログラム推進委員会」も定期的(年2回)に委員会を開催し、スクールプログラムの改善を進め、県内の様々な学校と連携してきた。

学習指導要領の改訂に伴い鑑賞学習の必要性が一層強調され、学校と美術館との連携が様々な形で模索されており、青森県教育委員会も実践例を冊子にまとめるなどの成果を上げている。

図画工作・美術科「鑑賞」におけるギャラリートークとアートカードを活用した場合、「鑑賞の楽しさが分かり、作品をもっと鑑賞したいという意欲を高めることができること」及び「作品をじっくり鑑賞したり作品に対する他の児童生徒の意見にじっくり耳を傾けたりするようになったこと」等の効果が得られることがデータからも分かった。また、アートカードの補助教材としての「五感カード」の利用をすすめることでゲームの幅を広げ、コミュニケーションの要素を増やして、鑑賞学習における言語活動が高まる効果が期待できると思われる。

今後も鑑賞学習が充実し、学校と青森県立美術館との連携が推進されることを目指し、研修機関等において積極的に「アートカードの演習」を取り入れることや、教員自身が直接体験する機会を増やし、研修後に貸し出す形式を取るなど利用促進を図る方策を提案したい。

<参考文献>

- 文部省 1999 『中学校学習指導要領(平成10年12月)解説－美術編－』
- 文部科学省 2008 『中学校学習指導要領解説(平成20年9月)美術編』
- アミューズ・ヴィジョン研究会 2002 『2002アミューズ・ヴィジョン公開研究会 報告書』
- 山本朝彦他 2003 「美術鑑賞宣言 学校+美術館」日本文教出版株式会社
- 独立行政法人国立美術館 2008 「平成19年度美術館を利用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」

<引用文献>

- 文部省 1999 『中学校学習指導要領(平成10年12月)解説－美術編－』
- 文部科学省 2008 『中学校学習指導要領解説(平成20年9月)美術編』
- 伊藤優子他 2002 『2002アミューズ・ヴィジョン公開研究会 報告書』アミューズ・ヴィジョン研究会
- 青森県教育委員会 2008 「平成19年度子ども美術館体験事業事例集」
- 山本朝彦他 2003 「美術鑑賞宣言 学校+美術館」日本文教出版株式会社
- 独立行政法人国立美術館 2008 「平成19年度美術館を利用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」
- 青森県立美術館 2008 「心と目でアート 先生のためのガイドブック2008」
- 日本美術教育学会研究部 2004 「図画工作・美術科における鑑賞学習指導についての調査報告」 pp. 3-4